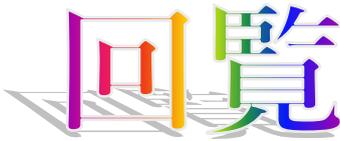


柳瀬川町内会会員各位

柳瀬川町内会
作成 会長 竹前 栄二



令和6年12月度役員会議事録

議題及び確認事項・決定事項

開催日：令和6年12月14日（土） 開催時間：19：00～19：35

出席者：12名 会長・副会長・班長

議題

1・慰労品を19名に贈呈しました。

2・歳末助け合い募金について。

締め切り 12月24日（火曜日）に担当副会長に届けてください。

今回から、従来通り集金袋で集金するか、各世帯に納金袋を配付し「班長宅ポスト」投函してもらうか各班にお任せしますが、集金袋には金額を記入して、担当副会長に届けてください。（この方法は「9班町中氏が募金で実施しています）

※封筒に直接印刷した募金袋とチラシを各世帯に配付します。

3・令和7年度新年会について日程が決定しました。

開催日決定：1月26日 詳細は回覧にてお知らせします。

4・その他

4-1：赤い羽根募金「11月26日」募金金額「28,100円」納金しました。

4-2：1班と9班との間の私道に長い間、自転車が停めてあるので対策を検討した。

警察に調べて貰った結果、登録番号から町内会地内、所有車が2台判明し、警察官が警告書を投函してくれたが、応答が無いので期限付きの「警告書」を張り、応答が無い場合処分をする。

私道の為行政は処理できないとの事です。

4-3：防災対策特に水害対策で柳瀬川・城・館の3町内会合同会議を行った。

審議内容

a・災害時「柳瀬川町内会館」を可搬ポンプ稼働オペレーターに休息所として使用する。女性職員も応援に入りますので、トイレ等も使用します。使用は最優先とします。

b・町内会館の「鍵」を「防災危機管理課」が作り所有します。
（緊急時使用の為）

c・「ヘルメット」「ヘッドライト」「雨具」を市の負担で支給予定です。

4-4：志木市犯罪被害者等支援条例を制定に伴い、12月4日に「町内会連合会・民生委員児童委員」合同の研修会を開催した。

12年前、さいたま市在住の母親が「殺人事件」に遭い、リアルな体験談を兄妹が涙を浮かべて語ってくれました。

志木市犯罪被害者等支援条例

誰もが突然、犯罪に巻き込まれ、被害者やその家族、遺族になる可能性があります。市では、犯罪被害に遭われた方やその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう「志木市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。（令和6年4月1日）

基本理念

- ・全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するものとします。
- ・犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に途切れることなく行われるものとします。
- ・犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく受けることができるものとします。

以上